

2020年(令和2年)4月17日

香川県弁護士会(香川県弁護士会館)

事務局の窓口及び電話対応時間の短縮につきまして

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一つとして、4月20日(月)より当面の間(5月8日(金)までの予定)、当会事務局の各窓口及び電話対応時間の開始時間と終了時間を、下記のとおり短縮いたします。

ご不便をおかけすることとなりますが、何とぞご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 4月20日(月)以降の弁護士会事務局窓口及び電話対応時間

⇒高松：10時～12時、13時～16時

丸亀：13時～16時

2. 短縮期間：4月20日(月)から当面の間(5月8日(金)までを予定していますが、状況に応じて延長等の可能性があります。)

以上